大津市長 目片 信 様

大津市情報公開·個人情報保護審査会 会長 駒 林 良 則

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について (答申)

平成22年9月22日付け大都指第489号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

記

1 電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項(条例第13条第 1項関係)について

諮問された事項については、国及び都道府県への提供に関しては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。

電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項

(条例第13条第1項関係)

システム等の	提供する個人情報	提供先	電子計算機等の結合による提供制限の例外
名称			を認める理由
(所管課)			
財団法人建築	建築基準法第93条の	国及び	建築行政共用データベースシステムの構
行政情報セン	2の規定に基づき建築	都道府	築に当っては、国をはじめとする関係行政機
ターが構築し	基準法施行規則第11	県	関が関与していること等から、適切な情報の
た建築行政共	条の4に規定された書		管理が行われるものと考えられる。そして、
用データベー	類のうち、建築計画概		建築行政における建築物の安全性に係る対
スシステムの	要書、築造計画概要書、		応の迅速化を図るため、国及び都道府県に情
サブシステム	定期調査報告概要書、		報を提供することについては、公益上必要が
である台帳・帳	処分等概要書、全体計		あり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害す
簿登録閲覧シ	画概要書の記載事項並		るおそれがないと認められる。
ステム	びに工作物及び建築設		しかし、国及び都道府県以外の者への提供
(建築指導課)	備に係る同条の建築計		については、そのためのシステムの構築が今
	画概要書に相当する記		後に予定されており、提供される情報の範囲
	載事項 (建築主の氏名、		が不明であること等から、現時点ではその適
	住所等、設計者及び工		否を的確に判断することができない。よっ
	事監理者の氏名、資格		て、今後、関係するシステムが構築され、国
	等、建築物の用途、延		及び都道府県以外の者に電子計算機等の結
	べ面積等、建築確認、		合によって本件諮問に係る情報を提供しよ
	中間検査、完了検査そ		うとするときには、改めて当審査会へ諮問さ
	の他の処分に係る証書		れたい。
	交付者、交付年月日等)		